

(証券コード9421)
2022年9月9日

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目8番2号
株式会社エヌジェイホールディングス
代表取締役社長 筒井俊光

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクが存在していることを鑑み、株主の皆様におかれましては書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月26日(月曜日)午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
A P 浜松町 N+Oルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.njhd.jp/ir/library/generalmeeting/>) に掲載しておりますので、提供書面には掲載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した「連結計算書類」及び「計算書類」は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに記載しております「連結注記表」及び「個別注記表」となります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.njhd.jp/ir/library/generalmeeting/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。
4. **ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。また、ご来場の際、検温をさせていただきます、発熱・咳など体調不良とみられる方は入場をお断りさせていただくことがございますので、予めご了承ください。**
5. 座席間隔を広く保つため、入場を制限させていただくことがございます。
6. **株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。**

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染の波が繰り返し表れるなかで、海外の情勢や原材料価格等の動向による下振れリスクもあって、弱含みが見られるも、経済社会活動の正常化に向かって、持ち直しの動きが続きました。

ゲーム業界におきましては、コロナ禍における新たな生活様式が日常化するなか、巣籠もり特需の反動から国内市場規模は、落ち着きを見せております。スマホゲーム市場では、新たなヒットタイトルも登場しておりますが、長期プレイする既存上位タイトルのユーザーリテンション効果が働くなか、新規タイトルにおいて一定規模のユーザー獲得から定着にまで至るタイトルは限られており、収益の安定化や新規IP創出のハードルは高くなっております。また、コンシューマー市場でも、ヒットタイトルや人気タイトルが生まれており、プラットフォームの普及も進んでおりますが、強い需要に対して、品薄傾向が続いております。

モバイル業界におきましては、オンラインプランやサブブランドなど、低料金プランの訴求が激しくなるなか、大手キャリアショップ数は、微減傾向が続いております。サブブランド併売や一部MVNOの取り扱い連携がされるなど、店舗のサービス提供範囲は広がっておりますが、来店予約の浸透やオンライン手続きの利用により、来店者数の減少傾向は続いております。また、キャリアメール持ち運びや契約解除料の廃止等により、スイッチング（乗り換え）が円滑になる一方で、同一事業者内のプラン移行等の選択肢により乗り換えメリットは薄れており、新規ユーザーの獲得環境は厳しさを増しております。

このような事業環境のなか、当社は、ゲーム事業におきましては、高度化する開発タイトルの要求水準に対応していくため、人的資源を効果的に発揮すべく、労務管理の効率化とコミュニケーションツールの活用に取り組むとともに、新規の開発案件及び運営サポート案件の受注活動に注力してまいりました。モバイル事業におきましては、来店者数の前年割れの傾向が続くなか、イベント出店等の実施により、外出機会に対する顧客接点を確保し、来店の促進に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、以下のとおりです。

売上高は、ゲーム事業においては、開発案件の中止や終了に加え、開発の遅延等から見込んでいた受注額が獲得できなかったことや新規開発案件の受注が進まなかったことから、計画を大きく下回り、減収となりました。モバイル事業においては、サブブランドや格安SIMの訴求により契約獲得数の維持に努めてきましたが、端末販売を伴わないSIM単体契約の割合が増加したことから減収となりました。この結果、売上高は、10,652百万円と前期と比べ1,336百万円（11.1%減）の減収となりました。

営業損益及び経常損益は、ゲーム事業においては、上記のとおり受注額が計画を大きく下回ったことに加え、開発タイトルの原価増加の見通しにより、売上計上の進捗度が低下するとともに受注損失引当金を計上した結果、大幅な営業損失となりました。モバイル事業においては、低料金プランへの移行による将来的な利益低下を防ぐため、新規契約の獲得を目指し、SIMのみの乗り換えニーズを取り込んだことによって、1顧客あたりの販売利益額が低下したことに加え、同一事業者内でのブランド移行に伴う手数料が減少した結果、利益の積み上げが進まず、減益となりました。この結果、営業損益は、869百万円の営業損失（前期は220百万円の営業利益）となり、経常損益は、865百万円の経常損失（前期は204百万円の経常利益）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、1,231百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前期は92百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① ゲーム事業

当セグメントにおきましては、(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの開発受託及び運営受託等を行っております。

当連結会計年度におきましては、売上高については、開発案件の中止や終了に加え、開発の遅延等から見込んでいた受注額が獲得できなかったことや新規開発案件の受注が進まなかったことから、計画を大きく下回った結果、8,124百万円と前期と比べ1,241百万円（13.3%減）の減収となりました。

セグメント損益（営業損益）については、上記のとおり受注額が計画を大きく下回ったことに加え、開発タイトルの原価増加の見通しにより、売上計上の進捗度が低下するとともに受注損失引当金を計上した結果、609百万円のセグメント損失（営業損失）（前期は516百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

② モバイル事業

当セグメントにおきましては、(株)ネプロクリエイトにてauショップ等のキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

当連結会計年度におきましては、売上高については、サブブランドや格安SIMの訴求により契約獲得数の維持に努めてきましたが、端末販売を伴わないSIM単体契約の割合が増加した結果、2,467百万円と前期と比べ97百万円(3.8%減)の減収となりました。

セグメント利益(営業利益)については、低料金プランへの移行による将来的な利益低下を防ぐため、新規契約の獲得を目指し、SIMのみの乗り換えニーズを取り込んだことにより、1顧客あたりの販売利益額が低下したことに加え、同一事業者内でのブランド移行に伴う手数料が減少した結果、利益の積み上げが進まず、46百万円と前期と比べ5百万円(11.3%減)の減益となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、クレジット決済事業等を行っております。

当連結会計年度におきましては、売上高については、68百万円と前期と比べ2百万円(3.8%増)の増収となりました。セグメント利益(営業利益)については、31百万円と前期と比べ9百万円(41.9%増)の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、ゲーム開発、店舗設備の移転・改装等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は33百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

① ゲーム事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ゲーム開発等に伴い、29百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

② モバイル事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の改装による内装工事等に伴い、3百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ その他

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

④ 全社共通

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、当社グループの将来の資金需要に備え、機動的且つ安定的な資金調達手段の確保を目的とし、金融機関6行と総額1,905百万円のシンジケートローン契約を締結しております。当該借入契約には、純資産の維持及び経常利益の確保等に関して財務制限条項が付されております。これらの条項に抵触し、期限の利益喪失請求を受けた場合、当社グループは該当する借入先に対し借入金を返済することとなっております。

当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産が1,892百万円となったため、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することが見込まれることから、主要取引金融機関に対しシンジケートローン契約の当該事項につき適用免除について協議を行いました。

その結果、取引金融機関より期限の利益喪失請求を行わないことにつき同意を得られる見通しであります。

なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は1,297百万円であります。

(4) 他の会社の株その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

ゲーム事業においては、開発体制の規模が拡大するなか、大型案件をマネジメントする体制の確立が課題であり、一方で、稼働率改善を目指すなかで増える小規模案件において、マネジメント資源の分散による負荷増大と効率の低下、並びに個々のクリエイターやチームの精鋭化が重要になっております。モバイル事業においては、安定成長・拡大を目指すなかで、次代を担う中核人材の育成・確保の取組みが課題であり、新たな人材の採用と育成が欠かせない状況となっております。また、共通的な課題として、中長期的な収益力向上及び将来的な成長事業に繋がる投資として、ソフトウェアや設備面への投資並びにM&Aなどへの継続的な取組みも重要であると認識しておりますが、各事業における課題は、下記のとおりです。

① ゲーム事業

- ・ディレクション候補人材の発掘と育成
- ・個人のスキル獲得とその円滑な共有化の仕組み
- ・収益獲得や成果物に密接に関わる人材配置の徹底

② モバイル事業

- ・事業環境の変化に適応した出店戦略の実施
- ・人材の採用と育成
- ・ストック収益の増加と新たな収益機会の追求

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第28期 2019年3月	第29期 2020年6月	第30期 2021年6月	第31期 2022年6月 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	11,064,288	14,491,005	11,988,629	10,652,610
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	299,282	207,947	204,779	△865,802
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	185,402	27,096	△92,465	△1,231,625
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	35.03	5.12	△17.47	△232.70
総 資 産 (千円)	7,356,316	6,284,863	5,760,187	4,645,653
純 資 産 (千円)	3,314,165	3,349,372	3,245,094	1,892,475
1株当たり純資産額 (円)	604.14	606.96	579.51	340.30

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

また、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第29期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年4月1日から2020年6月30日までの15ヶ月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)ゲームスタジオ	東京都港区	70,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)トライエース	東京都港区	50,000千円	79.0%	ゲーム事業
(株)ウィットワン	東京都江東区	50,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ウィットワン沖縄	沖縄県那覇市	10,000千円	100.0% (100.0%)	ゲーム事業
(株)テックフラッグ	東京都港区	10,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株)ネプロクリエイト	東京都港区	50,000千円	84.9%	モバイル事業

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメント名称を記載しております。
2. 当社の出資比率の()内の数値は、間接保有による出資比率であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と連結子会社6社（(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ、(株)ネプロクリエイト）及び持分法適用会社1社（(株)デルタエンジニアリング）の計8社で構成されており、ゲーム事業及びモバイル事業を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

「ゲーム事業」は、連結子会社である(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの企画・開発及び運営を行っております。

(主な関係会社) (株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ

「モバイル事業」は、連結子会社である(株)ネプロクリエイトにて特定の移動体通信事業者の端末・サービスを取り扱うキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark（ピポパーク）を運営しております。

(主な関係会社) (株)ネプロクリエイト

「その他」は、クレジット決済事業等を行っております。

(主な関係会社) 当社

(9) 主要な営業所及び工場

- ① 本社：東京都港区
- ② 店舗

地 区	子会社(株)ネプロクリエイトの 運営店舗 (キャリアショップ及び販売店)
栃 木 県	2店
千 葉 県	1
群 馬 県	4
東 京 都	3
神 奈 川 県	1
京 都 府	2
大 阪 府	4
合 計	17店

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前期末比増減
ゲーム事業	797名	13名増
モバイル事業	69名	4名減
その他	3名	1名増
全社共通	15名	1名減
合計	884名	9名増

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員159名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	－	44.3歳	8.5年

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員1名）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	552,550千円
(株)千葉銀行	323,250千円
(株)きらばし銀行	225,761千円
(株)三菱UFJ銀行	195,750千円
(株)東日本銀行	138,250千円
(株)東京スター銀行	90,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,954,400株
(2) 発行済株式の総数 5,350,400株（自己株式57,550株を含む。）
(3) 株主数 2,026名（前期末比669名増）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
(有) リーコム	1,592,400株	30.09%
滝西竜子	1,008,600	19.06
中村英生	571,800	10.80
上田八木短資(株)	208,300	3.94
小野昭	141,000	2.66
小松聡	97,100	1.83
小谷寛	66,600	1.26
宮本浩次	59,300	1.12
エヌジェイホールディングス役員持株会	53,600	1.01
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	49,100	0.93

(注) 持株比率は、自己株式（57,550株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、2017年12月22日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は次のとおりであります。

2018年3月6日付の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)」が調整されております。

決 議 年 月 日	2017年12月22日	
新株予約権の数(個)	348	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,600 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,853 (注) 2	
新株予約権の行使期間	2018年7月12日から2028年1月11日までとする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額	1,853
	資本組入額	927
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額(ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)の35%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は残存するすべての新株予約権を行使価額(ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	—	

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権のうち自己新株予約権の数」に準じて決定する。 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
---------------------------------	---

(注) 1. 付与株数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	つ 筒 井 とし 俊 みつ 光	(株)ウィットワン 代表取締役社長 (株)トライエース 取締役 (株)ゲームスタジオ 取締役 (株)ネプロクリエイト 取締役 (株)テックフラッグ 取締役
取 締 役	ふ 福 だ 田 たか ひろ 尚 弘	(株)ゲームスタジオ 代表取締役 (株)トライエース 取締役 (株)テックフラッグ 取締役
取 締 役	ご たん だ よし はる 五 反 田 義 治	(株)トライエース 代表取締役 (株)ゲームスタジオ 取締役 (株)テックフラッグ 取締役
取 締 役	な 中 の きい ちろう 野 喜 一 郎	日東工業(株) 代表取締役社長
取 締 役	み や た あき ひこ 宮 田 彰 彦	(株)AMA 代表取締役社長 さざれキャピタルマネジメント(株) マネージングディ レクター
取 締 役	た き に し あつ こ 滝 西 敦 子	上智大学経済学部経営学科 助教
常 勤 監 査 役	か ね し げ まさ し 金 重 政 志	(株)テックフラッグ 監査役
監 査 役	た ば た ひろ ゆき 田 端 博 之	A. C. アシュアランス(株) 代表取締役社長
監 査 役	む ら も と みち お 村 本 道 夫	カクイ法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 2021年9月28日開催の第30回定時株主総会において、滝西敦子氏が新たに取締役に選任されました。
2. 取締役宮田彰彦及び滝西敦子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役宮田彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 取締役滝西敦子氏は、当社の大株主である滝西竜子氏の三女であります。
6. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
7. 監査役田端博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役村本道夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役全員と会社法第423

条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担するものとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、2020年8月21日開催の取締役会において次のとおり定めるとともに、報酬の方針に基づき適正な報酬体系や報酬等の額を取締役に提言をする任意の諮問機関として、報酬委員会の設置を決定し、同日付で設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 報酬の方針

1. 優秀な人材の獲得及び保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2. 中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上を反映させるものであること
3. 組織内の利益分配において職責に基づいた公平かつ公正な報酬比率であること

b. 報酬の体系

報酬は、基本報酬としての固定報酬のみで構成しております。固定報酬は、職責に応じた堅実な職務遂行を促すための報酬であるとともに、中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上のため取締役等に当然に求められる職責、業績や将来計画の業務遂行において求められる職務等から決定することとしており、過去の経営実績や将来計画の実現の蓋然性等を総合的に勘案して、持続的な成長に対する責務と動機付けを踏まえた

報酬額を決定しております。

c. 報酬を決定する機関と手順

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する決定機関は取締役会であります。取締役会として代表取締役社長に一任を行う場合には、報酬決定の都度、一任に関する決議をいたします。取締役会あるいは一任された代表取締役社長は、報酬等の額の決定にあたり、報酬委員会に諮問し、報酬委員会の提言を尊重して決定いたします。

監査役の報酬の総額及び個人別支給額については、監査役報酬枠内で、監査役の協議を経て決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	57,290千円 (7,950千円)	6名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800千円 (7,200千円)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	71,090千円 (15,150千円)	9名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬等は実施していません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第14回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長筒井俊光に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、業務執行取締役の評価には、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宮田彰彦氏は(株)AMAの代表取締役社長及びさざれキャピタルマネジメント(株)のマネージングディレクターであります。当社と(株)AMA及びさざれキャピタルマネジメント(株)の間には、特別の関係はありません。

社外取締役滝西敦子氏は上智大学経済学部経営学科の助教であります。当社と上智大学との間には、特別の関係はありません。

社外監査役田端博之氏はA. C. アシュアランス(株)の代表取締役社長であります。当社とA. C. アシュアランス(株)との間には、特別の関係はありません。

社外監査役村本道夫氏はカクイ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社とカクイ法律事務所の間には、特別の関係はありません。なお、同氏個人にはコンプライアンス委員としての業務を委託しておりますが、社外役員としての独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	宮 田 彰 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。主に長年培ってきた投資・運用の業界での経験に基づく幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員長として、客観的・独立的立場から、当社の取締役報酬や役員候補者の選定の決定過程について監督機能を主導しております。
社外取締役	滝 西 敦 子	2021年9月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。国内外に渡る会計学の専門的な知見及びコーポレート・ガバナンスの見地から、課題やリスクを把握した上での助言・発言を行っております。当社子会社の経営陣へのヒアリングにも出席するなど積極的なリスクの把握を通じ、モニタリング機能の強化を担っており、また、監査役や社外取締役が出席する社外役員ミーティングの場でも、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での監督機能において適切な役割を果たしております。
社外監査役	田 端 博 之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士の見地から会計的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	村 本 道 夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士の見地から法律的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第47条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人はその職務の執行に当たり、別に定める「コンプライアンス・マニュアル」を遵守するものとする。
 - ・コンプライアンス経営確立のため、法令遵守の統括部門を定めるほか、外部弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属の機関として設置する。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、業務上のリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。また、取締役の職務執行に関する監視と是正は、監査役会がこれにあたるものとする。
 - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化を図るとともに、業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。また、これらを補完するため、社外取締役、社外監査役を中心とした報酬・指名委員会を設置し効率化と適正性を担保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・別に定める「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社が職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、当社グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じるものとする。
- ⑦ 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当該使用人は、監査役の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役から独立して監査役の指示に従うものとする。
 - ・ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び監査役は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与えるもしくは将来において与えることが予見できる重要な事項について都度報告するものとする。
 - ・ 本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
 - ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般及びコンプライアンス

- ・ 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人を対象に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・ 当社コンプライアンス委員会は、内部通報制度の利用状況、内部監査の実施状況等の情報を共有し、内部統制上の不備事項の有無を検討しております。委員会において内部統制上の不備事項が認められた場合には、委員会より当社取締役会に対して意見書を提出し、改善を求めています。また、コンプライアンス経営の推進や改善に努めるほか、実効性向上に努めております。
- ・ 当社内部監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

② リスク管理体制

- ・ 当社は、2015年5月22日にリスク管理規程を制定し、毎月定期的に開催されるグループ経営会議において、当社及びグループ各社のリスク管理委員が業務上のリスク及びその管理状況を必要に応じて報告する体制を構築し運用しております。

③ グループ管理体制

- ・ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の職務執行状況をワークフローシステムによって把握するほか、当社代表取締役社長がグループ各社の取締役会に出席してグループ会社の経営状況や経営課題のほか職務執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確認する体制を構築し運用しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は以前より、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて、対応を行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- ・反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。また契約締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう現在も努めております。

従業員等につきましては、入社時に誓約書におきまして過去の反社会的勢力との関係がない旨及び将来において反社会的勢力との関係を持たない旨の誓約をさせており、今後もこれを徹底して行ってまいります。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,259,766	流 動 負 債	1,852,519
現金及び預金	1,094,586	買掛金	357,484
売掛金及び契約資産	1,679,027	短期借入金	600,000
商 品	187,719	1年内償還予定の社債	40,000
仕 掛 品	25,046	1年内返済予定の長期借入金	330,916
貯 蔵 品	1,242	未払法人税等	15,892
そ の 他	272,143	未 払 金	159,965
固 定 資 産	1,385,886	賞 与 引 当 金	30,537
有 形 固 定 資 産	108,498	受 注 損 失 引 当 金	67,287
建物及び構築物	53,227	そ の 他	250,436
リ ー ス 資 産	1,626	固 定 負 債	900,658
そ の 他	53,645	社 債	60,000
無 形 固 定 資 産	520,055	長 期 借 入 金	594,645
の れ ん	500,000	退職給付に係る負債	128,682
ソ フ ト ウ ェ ア	19,663	繰 延 税 金 負 債	65,653
そ の 他	392	そ の 他	51,677
投資その他の資産	757,332	負 債 合 計	2,753,178
投資有価証券	18,081	純 資 産 の 部	
長期貸付金	16,790	株 主 資 本	1,801,164
投資不動産	105,828	資 本 金	592,845
差入保証金	551,118	資 本 剰 余 金	350,290
繰延税金資産	22,311	利 益 剰 余 金	917,140
そ の 他	110,022	自 己 株 式	△59,111
貸倒引当金	△66,819	新 株 予 約 権	34
資 産 合 計	4,645,653	非 支 配 株 主 持 分	91,275
		純 資 産 合 計	1,892,475
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,645,653

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	10,652,610
売上原価	9,681,793
売上総利益	970,816
販売費及び一般管理費	1,840,092
営業損失	869,275
営業外収益	
受取利息	185
持分法による投資利益	3,321
不動産賃貸料	9,264
消費税等差益	4,476
助成金収入	6,315
受取遅延損害金	7,458
その他	4,293
	35,313
営業外費用	
支払利息	12,381
支払手数料	9,007
為替差損	3,335
不動産賃貸原価	2,428
その他	4,687
	31,840
経常損失	865,802
特別損失	
減損損失	355,947
投資有価証券評価損	1,499
	357,447
税金等調整前当期純損失	1,223,249
法人税、住民税及び事業税	19,426
法人税等調整額	66,396
	85,823
当期純損失	1,309,073
非支配株主に帰属する当期純損失	77,447
親会社株主に帰属する当期純損失	1,231,625

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	592,845	350,290	2,183,261	△59,111	3,067,285
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	18,433	－	18,433
会計方針の変更を反映した当期首残高	592,845	350,290	2,201,694	△59,111	3,085,718
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△52,928	－	△52,928
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△1,231,625	－	△1,231,625
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,284,554	－	△1,284,554
当 期 末 残 高	592,845	350,290	917,140	△59,111	1,801,164

残高及び変動事由	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	34	177,773	3,245,094
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	18,433
会計方針の変更を反映した当期首残高	34	177,773	3,263,527
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△52,928
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△1,231,625
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	△86,497	△86,497
当 期 変 動 額 合 計	－	△86,497	△1,371,052
当 期 末 残 高	34	91,275	1,892,475

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,243,024	流動負債	1,170,992
現金及び預金	633,150	短期借入金	600,000
売掛金	2,163	1年内返済予定の長期借入金	290,920
前払費用	47,337	リース債務	115
短期貸付金	470,000	未払金	28,671
その他	90,373	未払費用	12,114
固定資産	1,956,789	未払法人税等	820
有形固定資産	46,787	預り金	230,000
建物	39,754	賞与引当金	4,631
工具、器具及び備品	6,934	その他	3,719
リース資産	98	固定負債	611,342
無形固定資産	7,964	長期借入金	544,630
ソフトウェア	7,964	リース債務	49
その他	0	退職給付引当金	34,598
投資その他の資産	1,902,038	繰延税金負債	174
投資有価証券	741	その他	31,888
関係会社株式	1,379,333	負債合計	1,782,334
長期貸付金	516,790	純資産の部	
投資不動産	105,828	株主資本	1,417,444
差入保証金	206,267	資本金	592,845
その他	3,594	資本剰余金	298,394
貸倒引当金	△310,519	資本準備金	171,553
資産合計	3,199,814	その他資本剰余金	126,841
		利益剰余金	585,316
		利益準備金	76,539
		その他利益剰余金	508,777
		繰越利益剰余金	508,777
		自己株式	△59,111
		新株予約権	34
		純資産合計	1,417,479
		負債及び純資産合計	3,199,814

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		306,937
売 上 原 価		16,314
売 上 総 利 益		290,623
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		388,316
営 業 損 失		97,692
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,325	
不 動 産 賃 貸 料	9,264	
そ の 他	119	19,708
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,476	
支 払 手 数 料	9,007	
不 動 産 賃 貸 原 価	2,428	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	292,702	
そ の 他	1,823	317,438
経 常 損 失		395,423
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,627	
子 会 社 株 式 評 価 損	549,732	556,359
税 引 前 当 期 純 損 失		951,782
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△10,467	
法 人 税 等 調 整 額	△95	△10,562
当 期 純 損 失		941,220

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	1,502,925	1,579,464	△59,111	2,411,593
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	1,502,925	1,579,464	△59,111	2,411,593
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△52,928	△52,928	-	△52,928
当 期 純 損 失	-	-	-	-	-	△941,220	△941,220	-	△941,220
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△994,148	△994,148	-	△994,148
当 期 末 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	508,777	585,316	△59,111	1,417,444

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	34	2,411,627
会計方針の変更による累積的影響額	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	34	2,411,627
当 期 変 動 額		
剰余金の配当	-	△52,928
当 期 純 損 失	-	△941,220
当期変動額合計	-	△994,148
当 期 末 残 高	34	1,417,479

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社エヌジェイホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 道 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

株式会社エヌジェイホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤浩史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上道明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と対面又はオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段なども用いて報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について対面又はオンライン形式で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年8月25日

株式会社エヌジェイホールディングス 監査役会

常勤監査役 金 重 政 志 ⑩

社外監査役 田 端 博 之 ⑩

社外監査役 村 本 道 夫 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つと考えており、中長期的な事業拡大及び新規事業開拓のための内部留保に配慮しつつ継続的な安定配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではありますが、前期実績より1株につき5円減配し、次のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたします。
なお、この場合の配当総額は金26,464,250円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月28日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

なお、振替株式発行会社においては、施行日を効力発生日として電子提供措置をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなす経過措置が設けられておりますが、本総会は施行日から6ヶ月以内に開催されるため、同じく経過措置により従前の招集手続きが適用されません。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
<u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<p data-bbox="341 202 433 226"><新設></p>	<p data-bbox="660 167 854 192"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="638 202 1123 334">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="694 344 1123 550">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p data-bbox="341 632 433 656"><新設></p>	<p data-bbox="660 597 732 621"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="638 632 1123 802">第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="694 813 1123 945">2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の変更に伴い1名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 株式数
1	ふくだなかひろ 福田尚弘 (1969年2月18日生)	1991年4月 京成ハウジング(株)入社 2000年2月 当社入社 2010年3月 (株)モバイル&ゲームスタジオ（現(株)ゲームスタジオ）代表取締役就任 2011年9月 同社経営管理部マネージャー就任 2012年12月 同社代表取締役就任（現任） 2013年3月 当社取締役就任（現任） 2015年3月 (株)トライエース取締役就任（現任） 2020年7月 (株)テックフラッグ取締役就任（現任） 現在に至る	13,622株
2	ごたんだよしほる 五反田義治 (1974年4月12日生)	1993年4月 (株)日本テレネット入社 1995年3月 (有)トライエース（現(株)トライエース）入社 1996年8月 同社取締役就任（現任） 1999年3月 同社代表取締役就任（現任） 2015年6月 (株)モバイル&ゲームスタジオ（現(株)ゲームスタジオ）取締役就任（現任） 2020年7月 (株)テックフラッグ取締役就任（現任） 2020年9月 当社取締役就任（現任） 現在に至る	44,400株
3	なかのきいちろう 中野喜一郎 (1941年4月12日生)	1964年4月 横浜ゴム(株)入社 1966年5月 日東工業(株)入社 同社代表取締役社長就任（現任） 2003年5月 東京アイテック(株)代表取締役就任 2005年3月 小金井ゴルフ(株)代表取締役就任 2010年6月 当社取締役就任（現任） 現在に至る	9,185株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候 補 者 の 有 当 社 株 式 の 数
4	みや た あき ひこ 宮 田 彰 彦 (1964年9月21日生)	1988年 4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保 険(株)) 入社 1998年 1月 東京海上キャピタル(株) (現ティーキャピタル パートナーズ(株)) 出向 2006年 6月 ダルトン・インベストメンツ(株) 執行役員就任 2008年 7月 同社取締役就任 2009年 7月 (株)AMA代表取締役社長就任 (現任) 2012年 5月 (株)刈田・アンド・カンパニー パートナー就任 2015年 5月 さざれキャピタルマネジメント(株) マネージングディレクター就任 (現任) 2017年 6月 当社社外監査役就任 2018年 6月 当社社外取締役就任 (現任) 現在に至る	0株
5	たき にし あつ こ 滝 西 敦 子 (1979年5月28日生)	2008年 4月 同志社大学商学部商学科助教就任 2011年 7月 京都大学経営管理研究部研究員就任 2012年 4月 京都大学経営管理研究部講師就任 2012年 8月 国立台湾大学会計学部助教就任 2017年 7月 ノースカロライナ大学チャペルヒル校 ビジネススクール (Kenan-Flagler Business School) 客員学者 (Visiting Scholar) 就任 2021年 4月 上智大学経済学部経営学科助教就任 (現任) 2021年 9月 当社社外取締役就任 (現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 滝西敦子氏は、当社の大株主である滝西竜子氏の三女であります。その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中野喜一郎氏、宮田彰彦氏及び滝西敦子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は金100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏が再任された場合、当社は各氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 宮田彰彦氏及び滝西敦子氏は社外取締役候補者であります。また、宮田彰彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 宮田彰彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は長年の投資・

運用業界での経験から企業価値向上に関する幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から有効な助言をいただくこと、また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待できるためであります。

5. 宮田彰彦氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
6. 滝西敦子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上智大学助教として会計学及びコーポレート・ガバナンス等を研究しており、経営に関する専門的な知識等を有していることから、経営の監督とチェック機能の観点において有効な助言を期待できるためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の知識等を有することなどを総合的に勘案したためであります。
7. 滝西敦子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し、法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
 A P 浜松町 N+Oルーム
 電話 (03) 5405-6109



※当社の専用駐車場はご用意しておりませんので、予めご了承のほどお願いいたします。

- (交 通) ■ J R 山手線・J R 京浜東北線・東京モノレール
 浜松町駅 (北口) から徒歩7分
 ■ 都営地下鉄三田線
 芝公園駅 (A 3 出口) から徒歩3分
 ■ 都営地下鉄浅草線・都営地下鉄大江戸線
 大門駅 (A 6 出口) から徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。